

群馬県スポーツ協会長賞表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「本協会」という。）の顕彰に関し、必要な事項を定め、スポーツの振興と発展に貢献した個人及び団体の功績を讃えることにより、競技力の向上とスポーツの振興及び郷土意識の高揚に資することを目的とする。

(表彰の区分)

第2条 表彰の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特別功労者賞
- (2) 特別賞
- (3) スポーツ功労者賞
- (4) 最優秀指導者賞
- (5) 最優秀選手賞
- (6) 優秀選手賞
- (7) ジュニアスポーツ奨励賞
- (8) 感謝状

(表彰対象者)

第3条 表彰対象者は、本協会加盟団体（以下「加盟団体」という。）に所属する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に出場した選手は対象とする。

(表彰者)

第4条 表彰は、本協会会長（以下「会長」という。）が行う。

(具申方法)

第5条 加盟団体は、第2条第3号から第7号に該当する者があるときは、具申書に関係書類を添えて、会長あてに具申するものとする。

(受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は、前条の具申については総務委員会において審査し、理事会の承認を得て、会長が決定する。

2 第2条第1号、第2号及び第8号に規定する受賞者の決定については、総務委員会で推薦し理事会の承認を得て会長が決定する。

(表彰期間)

第7条 表彰は、毎年1回行う。

(表彰方法)

第8条 表彰は、表彰状と記念品を授与して行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年8月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月5日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、財団法人群馬県スポーツ協会の設立の登記の日（平成23年10月3日）から施行する。

附 則

この規程は、平成24年8月31日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から施行する。

附 則

この規程は、平成29年5月30日から施行する。